

依頼日 西暦 20 年 月 日

あんしんリフォーム工事瑕疵保険見積依頼書

あんしんリフォーム工事瑕疵保険契約の見積を依頼します。

- 延床面積が500㎡以上または階数が4以上(地階を含みます。)の共同住宅または併用住宅の共用部分に対する工事は、あんしんリフォーム工事瑕疵保険の対象外となります。あんしん大規模修繕工事瑕疵保険をご利用ください。
- この見積依頼書は保険契約申込書と同じ仕様となっています。申込時は、申込書全項目のご記入が必要です。

登録事業者番号	フリガナ										※ 拠点(支店)を登録している場合のみ3桁の数字をご記入ください。それ以外は記載不要です。
	住所	フリガナ									
商号	フリガナ										(法人の場合、個人印では取扱いできません。)
代表者名											

住宅・発注者情報	所在地	フリガナ										○ 住所・氏名等において、システム上印字できない一部の漢字は、カナ表示や表示可能な漢字への置換えをいたします。あらかじめご了承ください。
	発注者名	フリガナ										

保険証券送付先	「保険契約申込者」欄に記載の住所とは異なる拠点に保険証券・保険付保証明書の送付をご希望の場合はご記入ください。(あらかじめ拠点登録の手続が必要です。)									
	登録事業者番号(拠点番号)	拠点名	担当者所属	担当者氏名						

認定団体名	○ リフォーム認定団体に該当する場合はご記入ください									
-------	----------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

申込概要	保険料等	記載内容に沿って算出いたします										請負契約日	西暦 20 年 月 日
	住宅分類	<input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 (<input type="checkbox"/> 共用部分の工事 <input type="checkbox"/> 専有部分の工事)											
	既存住宅部分(増築工事を含まない)	延床面積	戸建住宅の場合 <input type="checkbox"/> 30㎡以下 <input type="checkbox"/> 30㎡超~300㎡以下 <input type="checkbox"/> 300㎡超~1000㎡以下 <input type="checkbox"/> 1000㎡超										
		階数	地上 階 地下 階 ○ 共同住宅の場合は面積をご記入ください。										
	請負金額	円(税込) ○ 請負金額全体の額(増築工事を含まない)をご記入ください。											
	保険金額	請負金額が500万円以下の場合は下記から選択ください 請負金額が500万円を超える場合 <input type="checkbox"/> 100万円 <input type="checkbox"/> 200万円 <input type="checkbox"/> 300万円 <input type="checkbox"/> 400万円 <input type="checkbox"/> 500万円 申込受理証記載のとおり											
	工事範囲	<input type="checkbox"/> 既存住宅部分の工事 増築工事 (<input type="checkbox"/> 離れ増築(※1)を含む <input type="checkbox"/> 離れ増築を含まない) ○ 選択した部分それぞれについて下表の工事内容欄を申告してください。											
	既存住宅部分の工事	基本構造部分(構造・防水)の工事	次の①~⑥の部分の新設・撤去する工事に該当する場合は、その全てに☑してください。 <input type="checkbox"/> ① 耐力壁 <input type="checkbox"/> ② 筋かい <input type="checkbox"/> ③ 柱・梁 <input type="checkbox"/> ④ 小屋組 <input type="checkbox"/> ⑤ 屋根防水層 <input type="checkbox"/> ⑥ 外壁防水層 <input type="checkbox"/> ⑦ 上記①~⑥の新設・撤去以外の構造・防水部分の工事を含む場合は☑してください。										
		上記以外の工事	<input type="checkbox"/> ⑧ 上記①~⑦以外の工事を含む場合は☑してください。										
		建築確認日等(※2)	西暦 年 月 日										
増築工事	構造	木造軸組 木造枠組 鉄骨造 RC造・SRC造											
	建築確認日等	西暦 年 月 日											
増築工事	増築部分面積	㎡ 増築部分階数 地上 階 地下 階											
	構造	木造軸組 木造枠組 鉄骨造 RC造・SRC造											

※1 既存住宅部分と構造上・外観上独立している増築工事をいいます。 ※2 上記①~④の構造耐力上主要な部分の工事(部分的な加工のみの場合を除く。)が含まれる場合は、工事完了後に新耐震基準等に適合していることが確認できる資料(本帳票2枚目参照)の提出が必要です。 ※3 これらの工事実施部分が完了時に隠蔽されず目視検査を実施できるものおよび工事の内容が部分的な加工のものは、基本構造部分新設撤去工事にあたらないこととしますので、このような工事の場合は区分⑦を選択してください。詳しくは「工事概要確認シート」をご参照ください。

保険期間	基本構造部分(構造・防水)が基本的な耐力性能または防水性能を満たさないことによる生じた損害	<input type="checkbox"/> 5年間 <input type="checkbox"/> 10年間(オプション)
	対象リフォーム工事の実施部分が社会通念上必要とされる性能を満たさないことによる生じた損害	<input type="checkbox"/> 1年間 <input type="checkbox"/> 2年間

○ 保険期間10年間(オプション)は、審査によりお断りする場合があります。

増築工事の場合は地盤調査等の要否を設計者等に確認する必要があります。設計者等に確認しました。地盤調査を実施する。 地盤調査と地盤補強工事を実施する。

検査希望日	○2枚目の「検査確認フロー」をご確認の上、実施する検査にチェックし、検査希望日をご記入ください。			
	実施する検査	検査の種類および検査希望日		
	<input type="checkbox"/> 基礎配筋検査	<input type="checkbox"/> 認定団体検査 <input type="checkbox"/> 検査機関の検査	(予定検査員名・検査員番号)	
	<input type="checkbox"/> 上部躯体検査	現場検査 (検査希望日) 西暦 20 年 月 日	<input type="checkbox"/> 認定団体検査 <input type="checkbox"/> 検査機関の検査 (予定検査員名・検査員番号)	
	<input type="checkbox"/> 施工中検査	現場検査 (検査希望日) 西暦 20 年 月 日	<input type="checkbox"/> 認定団体検査 <input type="checkbox"/> 検査機関の検査 (予定検査員名・検査員番号)	
	<input type="checkbox"/> 完了時検査	現場検査 (検査希望日) 西暦 20 年 月 日	<input type="checkbox"/> 認定団体検査 <input type="checkbox"/> 検査機関の検査 (予定検査員名・検査員番号)	

※ 施工中検査と同時に実施することにより、検査手数料を割り引くことができます。

申込担当者	所属	氏名	TEL
受理証等送付先メールアドレス(※1)			@
検査立会予定者(現場確認者)	会社名	氏名	TEL(※2)
工事監理者	会社名	氏名	TEL

※1 詳細は、本帳票2枚目をご確認ください。複数のアドレスを登録する場合は、別途「受理証等送付先メールアドレス記入シート」(X-340)をご提出ください。 ※2 日中連絡がとれる携帯電話等の番号をご記入ください。

他の保険契約(※)	無 有	保険法人名
-----------	--------	-------

※ 他の保険契約とは、あんしんリフォーム工事瑕疵保険と担保内容の全部または一部を同じとする瑕疵保険契約をいい、保険契約者が誰であるかを問いません。

◆ ご記入が済みましたら、お近くの住宅あんしん保証 営業所へメール等でご依頼ください。

お問い合わせ先	電話番号	FAX番号	メールアドレス
東京営業所	03-3562-8122	03-3562-8031	tokyo_info@j-anshin.co.jp
札幌営業所	011-788-9827	011-788-9837	sapporo_info@j-anshin.co.jp
仙台営業所	022-714-8114	022-714-8113	sendai_info@j-anshin.co.jp
名古屋営業所	052-212-5210	052-218-7020	j-nagoya@j-anshin.co.jp
大阪営業所	06-6226-7939	06-6258-8848	osaka_info@j-anshin.co.jp
福岡営業所	092-436-1388	092-436-1389	fukuoka_info@j-anshin.co.jp

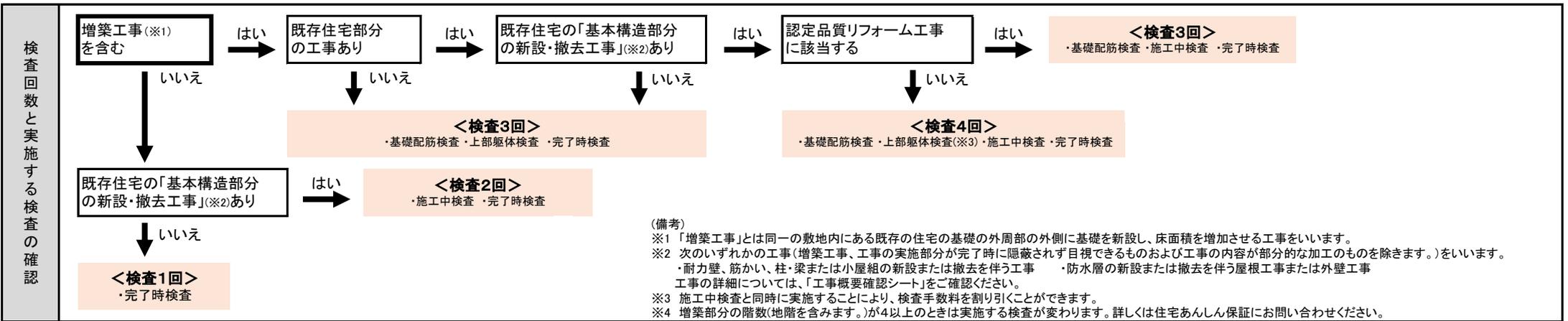
【個人情報の取扱いについて】	住宅あんしん保証欄
----------------	-----------

下記事項について、ご同意の上、ご記入ください。
 ・お客様からご提供いただく個人情報は、お見積書作成ならびに関連資料や情報提供等の範囲内で利用し、お客様の同意なしにその他の目的には利用いたしません。
 ・お客様からご提供いただく個人情報は、法令の規定により提供を行う場合を除き、お客様の同意なしに第三者への開示・提供を行うことはありません。
 ・お客様よりご提供いただいた個人情報の開示・訂正・削除をご希望される場合は、お客様本人であることを確認の上、遅滞なく対応いたしますので、下記までお申し付けください。
 〈個人情報に関するお問い合わせ先〉 個人情報保護管理者 経営管理部 人事総務課長

★ 検査のご確認にご利用ください。(見積依頼時に本紙の提出は不要です。)

西暦	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
和暦	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
西暦	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022		
和暦	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4		

検査確認フロー



★ お見積りにあたり、工事内容のご確認にご利用ください。（本紙の提出は不要です。）

㈱住宅あんしん保証
技術管理部

あんしんリフォーム工事瑕疵保険 工事概要確認シート

あんしんリフォーム工事瑕疵保険をご利用いただく場合は、お申込み時に実施するリフォーム工事の区分(※)を申告いただく必要があります。

下表を参考に、今回実施するリフォーム工事の区分をご確認いただき、保険申込みの際にご申告ください。

また、ご確認いただいた工事の区分から、2ページ目のフローで実施する検査の回数等をご確認ください。（こちらもお申込み時に検査予定日等を入力いただきます）

※区分は「増築工事」と「既存住宅部分の工事(①～⑧)」があり、①～⑧の詳細は次のとおりです。

次の部分(①耐力壁 ②筋かい ③柱・梁 ④小屋組 ⑤屋根防水層 ⑥外壁防水層)の新設撤去工事 ⑦(①～⑥)の新設撤去工事以外の基本構造部分の工事 ⑧基本構造部分以外の工事

〔ご注意〕 工事内容の確認のため、保険申込時に「図面などへの施工範囲の明示」や「工事内容見積書に数量の記載」をお願いします。

【既存住宅部分のリフォーム工事について】

工事内容	該当する基本構造部分	工事の区分 (保険契約申込書で選択する項目)	具体事例	その他該当する工事内容	保険期間		検査回数 (増築なし)	
					基本構造部分	社会通念		
基本構造部分 (構造・防水) を含む工事 (構造・防水の性能に影響しない工事を除く)	構造	① 耐力壁 を新設または撤去する工事	・耐震改修工事		5年	1年 or 2年	基本構造部分 の新設・撤去 工事を含む ↓ 検査2回 (施工中検査あり)	
		② 筋かい を新設または撤去する工事	・間取変更を伴う改修工事					
		③ 柱・梁 を新設または撤去する工事						
		④ 小屋組 を新設または撤去する工事						
	防水	⑤ 屋根防水層 を新設または撤去する工事	・屋根葺替え工事	・屋根材一体型の太陽光発電モジュールを設置する場合				・カバー工法で屋根を葺替える場合（防水層の新設を含むもの）
			・屋根新設工事					
			・屋根、バルコニーの防水工事	・防水工事によって新設される防水層が隠ぺいされる場合				
	構造・防水	⑥ 外壁防水層 を新設または撤去する工事	・外壁張替工事	・カバー工法で外壁を張替える場合（防水層の新設を含むもの）				
			・外壁新設工事	・窓を撤去し、開口部分を塞ぐ場合				
			⑦ 上記①～⑥以外の基本構造部分(構造・防水)の性能に関する工事	・太陽光設置工事				・屋根置き型の太陽光発電モジュールを設置する場合
上記以外の工事	-	⑧ 上記①～⑦に該当しない工事	・サッシ工事	・サッシ交換する場合（同一開口サイズのサッシ交換）				
			・設備配管工事	・外壁または基礎部に配管が貫通する場合				
			・躯体補強工事	・床根太など構造躯体を交換、補強する場合				
			・その他工事	・構造躯体、防水層等の部分的な加工を行う場合 (※)				
			・屋根メンテナンス工事	・屋根葺き材の部分補修や塗装を行う場合 (※)				
			・外壁メンテナンス工事	・屋根板金の補修または交換を行う場合 (※)				
			・バルコニーメンテナンス工事	・瓦屋根の棟漆喰部を積み直す場合				
・設備工事	・外壁材の部分補修や塗装 (※)							
・内装工事	・外壁材（サイディング等）目地のシーリング打換えを行う場合 (※)							
			・床トップコート（美観上のメンテナンスの場合）の塗り替え (※)					
			・住設機器（キッチン、洗面化粧台、便器など）入替を行う場合					
			・内壁のクロスや床仕上げ材の貼替を行う場合					

(※) 「防水性能に関する補修工事」または「防水を意図した措置」を含む場合は、⑦の工事に該当します。

例えば、開口部（配管等貫通孔含む）周囲、ALC外壁の防水目地、バルコニー掃出しサッシ下端、手すり笠木取り合い等のシーリング工事、軒先・ケラバ等の板金工事 または 仕上げ材の部分張替え